

消費者庁
照会専門員（非常勤一般職国家公務員）募集要項

1. 採用内容

職 名：照会専門員（非常勤職員）
採用予定者数：1名
採用予定日：2019年8月1日

2. 業務内容

●景品表示法及び消費税転嫁対策特別措置法に関する情報受付担当業務

景品表示法及び消費税転嫁対策特別措置法（以下「景品表示法等」という。）に関する消費者等からの違反被疑情報受付（消費者や事業者から寄せられる、商品・サービスに関する不当表示及び過大な景品類提供の情報、また、消費税転嫁阻害表示の情報についての聴き取り等）

3. 応募資格

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、以下の（1）ないし（3）の要件を満たす者（利害関係を有する職業との兼業は不可）。年齢不問。

- （1）（独）国民生活センターが資格認定した「消費生活専門相談員」、（財）日本産業協会が称号を付与した「消費生活アドバイザー」、（財）日本消費者協会が称号を付与した「消費生活コンサルタント」のうち、いずれかの資格を持つ者
- （2）景品表示法等に関して、必要な基礎的知識を有すると認められる者
- （3）一定の事務処理（ワード・簡単なエクセルによる文書作成等）がこなせること。

ただし、以下に該当する者は応募できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 提出書類

- （1）履歴書1通
＜カラー写真貼付。職務経歴書（期間、勤務先、職種、業務内容等を記載したもの）。＞
- （2）3. の応募資格を満たすことを証明できるものの写し1通（卒業証書、認定証等）
*応募書類は返却いたしませんので、予め御了承ください（責任破棄）。

5. 書類送付先

郵送（封筒の表面に赤色で「照会専門員・募集書類在中」と記載のこと）にて、下記提出先に、2019年7月5日（金）必着で、送付してください。

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 7階
消費者庁 表示対策課 総括係

* 応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。また、締切り前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を打ち切ることがございますので、御承知おきください。

6. 選考方法

- (1) 1次選考 書類審査
- (2) 2次選考 面接
書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。なお、7月12日(金)までに連絡がない場合は、書類審査不合格となりますので、御了承ください。

7. 勤務条件

- (1) 勤務地：東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 7階
- (2) 勤務日数：
景品表示法等に関する情報受付担当業務（週3日〔火、水及び金曜日〕）
- (3) 勤務時間：1日7時間45分（原則 9:30～12:00 及び 13:00～18:15）
土・日・祝日及び年末年始は休み
- (4) 任期：2020年3月31日まで。勤務実績等により更新の可能性あり。
- (5) 給与等：日額 14,500 円（予定）（給与法の改正により年度途中で改定となる場合があります。）
 - * 通勤手当別途支給（1日上限 2,619 円（勤務日数に応じて支給））
 - * 超過勤務を命じた場合には超過勤務手当支給
 - * 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
 - * 賞与あり・昇給なし
 - * 年次休暇は6ヵ月経過後に付与（全勤務日の8割以上出勤した場合）

8. 問い合わせ先

（業務内容）消費者庁 表示対策課 総括係 林
電話 (03) 3507-9233

（勤務条件）消費者庁 総務課 人事担当
電話 (03) 3507-9152